



がいきんとうろく しんきとうろく 1 外国人登録の新規登録

がいきんとうろくしょうめいしょ 1-4 外国人登録証明書

がいきんとうろく しゅうかん がいきんとうろくしょうめいしょ はっこう さいみまん ひと
外国人登録をすると、おおむね2~4週間ほどで外国人登録証明書が発行されます。16歳未満の人には
しんせいとうじつ はっこう がいきんとうろくしょうめいしょ にほん みぶん しょうめい まん さい
申請当日に発行されます。外国人登録証明書はあなたの日本での身分を証明するものです。満16歳
いじょう ひと がいきんとうろくしょうめいしょ けいたい
以上の人は、この外国人登録証明書をいつも携帯していなければなりません。

がいきんとうろくしょうめいしょ 外国人登録証明書

外国人登録証明書

じょうりくきよかねんがつび にほん くこう かいこう じょうりくきよか しょういん
上陸許可年月日：日本の空港や海港で上陸許可の証印を
うけたひ きさい
受けた日が記載されます。

ざいりゅう しかく しゅつにゆうこくかんり ほうれい もと がいきん
在留の資格：出入国管理の法令に基づいて外国人
がいかなる入国・在留の許可を受けているのかを表
しています。

ざいりゅうきげん にほんこくない ざいりゅう きよか きげん
在留期限：日本国内に在留することのできる許可期限を
あらわ 表しています。もしこの期限を越えて引き続き残留して
いる場合は「不法残留」となります。

とうろくしょうめいしょ きりかえ しんせいきじつ
この登録証明書の切替を行うための申請期日のこと
です。これは、在留することができる期限(在留期限)を
いみ 意味するものではありません。



ざいりゆうしかく がいきんとうろくしやうめいしよ 在留資格なしの外国人登録証明書

がいきんとうろくしやうめいしよ ひようじ
外国人登録証明書に表示された
「在留資格なし」

とは？

ワンポイント
かいせつ
解説



すで ざいりゆうきげん けいか ひつつ たいさい ふほうざんりゆうしや
既に在留期限が経過しているにもかかわらず引き続き滞在している不法残留者、あ
るいは密航や偽変造旅券といった不正な手段によって入国した不法入国者など、いわ
ふほうたいざい じやうたい がいきん がいこくしんとうろくほう もと がいきんとうろく
ゆる不法滞在の状態にある外国人であっても、外国人登録法に基づき、外国人登録
しんせいぎむ か しんせい こうふ がいきんとうろくしやうめいしよ つね
の申請義務が課されており、また、申請により交付された外国人登録証明書は常に
けいたい ひつよう ばあい がいきんとうろくしやうめいしよじやう ざいりゆう しかく らん
携帯する必要があります。この場合、外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、
ざいりゆう しかく かくにん あらわ おおきくあかじ
在留の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で

在留の資格なしと記載されます。(左の図を参照)

ざいりゆう しかく かくにん ぼあい にほんこくない しゅうろうかつどう じゅうじ
在留の資格が確認されていない場合には、日本国内でいかなる就労活動に従事する
こともできず、速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続きを受ける必要があり
ます。

がいきんとうろくしやうめいしよ ひようじ ざいりゆうしかく かくたい
外国人登録証明書に表示された「在留資格なし」(拡大)
しゅうろうかつどう きんし
就労活動は禁止

しゅつてん ほうむしやうにゆうこくかんりきよく しゅつにゆうこくかんり

出典：法務省 入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレット